

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 平泉町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	125.7%
全職員	81.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	99.1%
本庁課長補佐相当職	96.8%
本庁係長相当職	90.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.2%
31～35年	96.7%
26～30年	91.6%
21～25年	86.9%
16～20年	96.8%
11～15年	83.5%
6～10年	81.8%
1～5年	96.5%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」について、扶養手当及び住居手当を世帯主となる男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は、扶養手当 78.4%、住居手当 65.2%である。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、会計年度任用職員の中でも週の勤務時間が長い職種（保育士及び調理員等）に女性職員が多いため、給与水準に差が生じるもの。
- ・「全ての職員」について、給与水準の高い「任期の定めのない常勤職員」の構成比率において、男性職員の方が多いため「任期の定めのない常勤職員以外の職員」と差が生じるもの。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。